

「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領

第1 趣旨

2015（平成27）年から容器包装に入れられた一般用加工食品及び一般用添加物には、食品表示基準に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示（栄養成分表示）が義務付けられている。その一方で、食品表示については、食品表示基準において容器包装の見やすい箇所に行うこととされているが、実際の栄養成分表示の表示場所は容器包装の裏面とされることが一般的である。

諸外国では、栄養成分表示の見にくさや分かりづらさを補足する取組として包装前面栄養表示が導入されており、2021（令和3）年11月のコーデックス委員会において、包装前面栄養表示ガイドラインが採択された。国内においても、自主的な取組として包装前面栄養表示を採用する食品関連事業者が存在する。

他方、2023（令和5）年に健康日本21（第三次）が公表され、今後、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりの推進が図られる。これを好機として、食品表示行政としても、栄養成分表示等を通して、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しすべきタイミングを迎えている。

本検討会は、こうした状況を踏まえ、我が国の包装前面栄養表示の在り方等を検討するため、消費者庁が開催するものである。

第2 検討項目

分かりやすい栄養成分表示の取組として、我が国における包装前面栄養表示の在り方等について検討を行う。

第3 スケジュール及び進め方

分かりやすい栄養成分表示の取組等について、令和5年度中に3回程度検討を行い、日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性の中間取りまとめを作成する。

第4 構成員

本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長を置く。本検討会には、必要に応じて、関係府省庁からオブザーバーを置くことができる。

第5 運営

- （1）本検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課が行う。
- （2）本検討会は、原則として、公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、本検討会及び検討会資料並びに議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- （3）この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が消費者庁と協議の上定める。

(別紙)

「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」構成員名簿

五十音順・敬称略

氏 名	所 属
阿部 絹子	公益社団法人 日本栄養士会 常務理事
○石見 佳子	東京農業大学 総合研究所 教授
坂口 景子	淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師
竹林 純	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 食品分析・表示研究室長
戸部 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント・相談員協会
中村 伸一郎	オール日本スーパーマーケット協会 常務理事
森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
渡邊 健介	一般財団法人 食品産業センター 参与

○：座長

<オブザーバー>

厚生労働省・農林水産省